令和８年度

坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金
申請の手引き

令和８年8月27日

坂井市　生活環境部　環境推進課

目次

１　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２　補助金の概要
（１）補助事業名　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（２）定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
（３）補助率・上限額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　補助メニュー
（１）薪・ペレットストーブ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
（２）太陽光発電設備（自己所有型）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
（３）太陽光発電設備（ＰＰＡ型）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
（４）木質バイオマスボイラー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

４　補助対象経費　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

５　申請の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

６　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

７　提出方法・提出先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

１　はじめに

坂井市では、２０２１年３月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、市民・事業者・行政が相互に連携して２０５０年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを表明しました。２０２４年３月には「坂井市脱炭素ロードマップ」を策定し、カーボンニュートラル実現に向けた具体的な目標を設定しました。

環境省が令和７年６月１１日に発表した、自治体の脱炭素施策を支援する交付金「令和７年度重点対策加速化事業」に採択されました。

これを受けて、令和７年度～１１年度の５年間にかけて、国の交付金を活用した補助金の交付を実施します。

２　補助金の概要

（１）補助事業名

坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金

（２）定義

①「国交付要綱」とは、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０１号）をいう。

②「国実施要領」とは、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和４年３月３０日環政計発第２２０３３０３号）をいう。

④「市補助金要綱」とは、坂井市地域脱炭素重点対策加速化事業補助金交付要綱（令和７年９月２５日坂井市告示２７９号）をいう。

⑤「ＦＩＴまたはＦＩＰ制度」とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号に基づくＦＩＴ制度（固定価格買取制度）またはＦＩＰ制度（Ｆｅｅｄ ｉｎ Ｐｒｅｍｉｕｍ）をいう。

⑥「ＰＰＡ」とは、発電事業者が、太陽光発電設備又はソーラーカーポートを当該発電事業者の費用で設置し、所有及び維持管理した上で、当該太陽光発電設備によって発電された電気を建物等の所有者に販売して電気を供給することをいう。

⑦「ＨＰＡ」とは、木質バイオマスボイラーを自らの費用で設置し、所有及び維持管理した上で、当該設備によって生成された熱を建物等の所有者に販売して熱を供給する事業者をいう。

⑧「Ｊ-クレジット」とは、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用による温室効果ガスの排出量削減量や、適切な森林管理による温室効果ガスの吸収量を、クレジットとして国が認証する制度をいう。

（３）補助率・上限額

事業者向け

	補助対象設備	補助率	上限額
１	薪・ペレットストーブ	設置費×２／３	３６万７，５００円
２	太陽光発電設備 （屋根置き等）	１kW あたり５万円	６，５００万円
３	太陽光発電設備 （ソーラーカーポート）	設置費×１／３	４，０００万円
４	木質バイオマスボイラー （設計）	設計費×２／３	１，３９９万９，０００円
	木質バイオマスボイラー （施工）	設置費×２／３	１億１，１９９万９，０００円

個人向け

１	薪・ペレットストーブ	設置費×２／３	３６万７，５００円

３　補助メニュー

（１）薪・ペレットストーブ

事業年度	令和７年度～令和１１年度
募集件数	１０件／年（先着順） ※予算の範囲内
補助対象者	次のいずれかの方 ①坂井市内に有する住宅に薪・ペレットストーブを設置する個人 ②坂井市内に有する事業所に薪・ペレットストーブを設置する事業者
補助要件	①国実施要領別紙２のイ（ケ）に定める交付要件を満たすこと。 ②Ｊ-クレジット制度への登録を行わないこと。 ③商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。 ④市内で生産された木材を使用する設備であること。 ⑤国又は地方自治体等から他の補助金等を受けていないこと。 ⑥法定耐用年数満了まで継続的に使用すること ⑦市税に滞納がないこと

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td>⑧暴力団又は暴力団員等と関わりがないこと
⑨入れ替えの場合は、既存の設備よりも温室効果ガスの削減効果が高効率であること
⑩市が補助金の交付決定を行った日以降に工事等の契約を行うこと
⑪補助事業完了年度の翌年度から５年間、利用実績報告書を提出すること（個人は翌年度のみ）
⑫その他、国交付要綱、国実施要領、市補助金要綱に定める事項を遵守すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">補助金額</td><td>補助対象経費の２／３（上限３６万７，５００円）
※１００円未満の端数は切り捨て</td></tr>
<tr><td colspan="3">交付申請</td></tr>
<tr><td></td><td>申請期間</td><td>事業実施年度の５月１日～１２月３１日まで</td></tr>
<tr><td></td><td>添付資料</td><td>①補助金交付申請書（様式第１号）
②事業計画書（様式第２号）
③事業工程表（様式第３号）
④補助対象経費算定根拠（様式第４号）
⑤補助要件チェックシート（様式第５－１号）
⑥着工前の現況写真
⑦補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類（カタログ等）
⑧補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し
⑨補助対象設備を設置する建物の全部事項証明書又は固定資産台帳記事項証明書
⑩新築の場合、建築確認済証又は住宅の契約書の写し
⑪補助対象者の納税証明書（市税に滞納がないことが確認できる書類）
⑫法人の場合、補助対象者の登記事項証明書
⑬その他市長が必要と認める書類</td></tr>
<tr><td colspan="3">実績報告</td></tr>
<tr><td></td><td>提出期限</td><td>次のいずれか早い日まで
①補助事業が完了した日から起算して３０日以内
②補助金の交付決定日の属する年度の１月３１日
ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、交付決定日の属する年度の２月２８日まで延長することができる。</td></tr>
<tr><td></td><td>添付資料</td><td>①実績報告書（様式第１４号）
②事業実績書（様式第１５－１号）
③補助対象経費実績根拠（様式第１６号）</td></tr>
</table>

		④補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し ⑤契約書の写し ⑥補助対象設備設置完了後の写真（全景と型番がわかる写真） ⑦保証書、納品書、出荷証明書等で新品の設備を導入したことが確認できる書類の写し ⑧新築建物に補助対象設備を設置する場合、建物の全部事項証明書 ⑨補助金交付決定通知書の写し ⑩その他市長が必要と認める書類
利用実績報告		
	提出期限	補助事業が完了した年度の翌年度から５年間　毎年４月３０日まで ※個人向けの場合は１年間のみとします 例：令和８年度補助申請の場合、令和９年４月～令和１０年３月までの実績を令和１０年４月３０日までに提出
	添付資料	①利用実績報告書（様式第２５－１号） ②坂井市の域内で生産された木材を使用したことがわかる書類（坂井森林組合で木材を購入したことがわかる領収書。自己所有の山等、自ら薪や原木を調達した場合の位置図及び薪生産（薪割り）の写真など）

（２）太陽光発電設備（自己所有型）

事業年度	令和８年度～１１年度
募集件数	予算の範囲内 ※申請前に必ず坂井市環境推進課にご相談ください
補助対象者	市内に有する事業所の敷地内に補助対象設備（太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値（小数点以下は切り捨てるものとする。）が１００キロワット以上の太陽光システムに限る。）を設置する事業者。ただし、ソーラーカーポートを設置する場合は下限出力の指定はしない。 ※以下の場合も対象となります。 ①坂井市内に所在を有し、敷地が隣接自治体にまたがっており隣接自治体側の土地に設備を設置する場合 ②隣接自治体に所在を有し、敷地が坂井市にまたがっており坂井市側の土地に設備を設置する場合
補助要件	①国実施要領別紙２のア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 ②Ｊ-クレジット制度への登録を行わないこと。

	③商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。 ④再エネ特措法に基づくＦＩＴ制度又はＦＩＰ制度の認定を取得していないこと。 ⑤敷地内に導入する補助対象設備で発電する電力量の３０パーセントを自家消費し、かつ自家消費も含めて５０パーセント以上を福井県内で消費すること。 ⑥太陽光パネル又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値が１００ｋW以上であること（ソーラーカーポートは除く） ⑦国又は地方自治体等から他の補助金を受けていないこと ⑧法定耐用年数満了まで継続的に使用すること ⑨市税に滞納がないこと ⑩暴力団又は暴力団員等と関わりがないこと ⑪入れ替えの場合は、既存の設備よりも温室効果ガスの削減効果が高効率であること ⑫市が補助金の交付決定を行った日以降に工事等の契約を行うこと ⑬補助事業完了年度の翌年度から５年間、利用実績報告書を提出すること ⑭その他、国交付要綱、国実施要領、市補助金要綱に定める事項を遵守すること。
補助金額	【屋根置き等】 太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値×５万円 ただし、１ｋWあたりの補助対象経費が５万円未満の場合は、太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値×１ｋWあたりの額 【ソーラーカーポート】 補助対象経費の１／３ ※１，０００円未満の端数は切り捨て （上限：屋根置き等６，５００万円　ソーラーカーポート４，０００万円）

<table>
<tr><td></td><td>※隣接自治体に所在を有し、敷地が坂井市にまたがっており坂井市側の土地に設備を設置する場合の補助金額算出方法について

【例①坂井市と福井市の市境の屋根に太陽光発電設備を設置】
設備全体の出力を坂井市区域内の設置面積で按分し、本補助金の対象となる出力を算出

坂井市区域の設置面積　÷　設備全体の設置面積　＝　A
A　×　設備全体の出力（ｋW）　＝　B
B　×　５万円　＝　補助金額

【例②坂井市と福井市の市境の駐車場にソーラーカーポートを設置】
設備全体の補助対象経費を坂井市区域内の設置面積で按分し、本補助金の対象経費を算出

①坂井市区域の設置面積　÷　カーポート全体の設置面積　＝　C
②C　×　設備全体の補助対象経費　＝　D
③D　×１／３　＝　補助金額</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付申請</td></tr>
<tr><td>申請期間</td><td>事業実施年度の５月１日～１０月３１日まで</td></tr>
<tr><td>添付資料</td><td>①補助金交付申請書（様式第１号）
②事業計画書（様式第２－２号）
③事業工程表（様式第３号）
④補助対象経費算定根拠（様式第４号）
⑤補助要件チェックシート（様式第５－２号）
⑥着工前の現況写真
⑦補助対象設備を設置する建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真
⑧補助対象設備を設置する建物の全部事項証明書又は固定資産台帳記載事項証明書
⑨補助対象設備を設置する建物が新築の場合、建築確認済証又は契約書の写し
⑩補助対象設備を野立てする場合、土地の全部事項証明書
⑪補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類（カタログ等）
⑫補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し
⑬補助対象者の納税証明書（市税に滞納がないことが確認できる書類）
⑭登記事項証明書</td></tr>
</table>

		⑮設備導入前の年間商用電力使用量が確認できる資料 ⑯太陽光発電設備の年間発電想定量及び事業所の年間自家消費想定量の明細が確認できる書類 ⑰補助対象経費の発電量の３０パーセント以上を自家消費し、かつ自家消費を含めて５０パーセント以上福井県内の需要家が消費することが確認できる書類 ⑱その他市長が必要と認める書類
実績報告		
	提出期限	次のいずれか早い日まで ①補助事業が完了した日から起算して３０日以内 ②補助金の交付決定日の属する年度の１月３１日 ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、交付決定日の属する年度の２月２８日まで延長することができる。
	添付資料	①実績報告書（様式第１４号） ②事業実績書（様式第１５－２号） ③補助対象経費実績根拠（様式第１６号） ④補助対象設備を設置した建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真（完了図書） ⑤単線結線図、システム系統図等の補助対象設備が需要先に電気的に接続されることを示す図面（完了図書） ⑥補助対象設備設置完了後の写真（全景と型番がわかる写真） ⑦設置した補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類（申請時と同様の設備であれば省略可） ⑧補助金決定通知書の写し ⑨補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し ⑩契約書の写し ⑪検査調書の写し ⑫保証書、納品書、出荷証明書等で新品の設備を導入したことが確認できる書類の写し ⑬新築建物に補助対象設備を設置する場合、建物の全部事項証明書 ⑭余剰電力を売電する場合、売電契約書の写し等、ＦＩＴ又はＦＩＰ制度を活用していないことがわかる書類 ⑮その他市長が必要と認める書類
利用実績報告		
	提出期限	補助事業が完了した年度の翌年度から５年間　毎年４月３０日まで

		例：令和８年度補助申請の場合、令和９年４月～令和１０年３月までの実績を令和１０年４月３０日までに提出
	添付資料	①利用実績報告書（様式第２５－２号） ②商用電力消費量・太陽光発電電力量・自家消費電力量が確認できる書類

（３）太陽光発電設備（ＰＰＡ型）

事業年度	令和８年度～１１年度
募集件数	予算の範囲内 ※申請前に必ず坂井市環境推進課にご相談ください
補助対象者	市内に有する事業所の敷地内に、補助対象設備を設置するＰＰＡ事業者 ※以下の場合も対象となります。 ①坂井市内に所在を有し、敷地が隣接自治体にまたがっており隣接自治体側の土地に設備を設置する場合 ②隣接自治体に所在を有し、敷地が坂井市にまたがっており坂井市側の土地に設備を設置する場合
補助要件	①国実施要領別紙２のア（ア）に定める交付要件を満たすこと。 ②Ｊ-クレジット制度への登録を行わないこと。 ③商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。 ④再エネ特措法に基づくＦＩＴ制度又はＦＩＰ制度の認定を取得していないこと。 ⑤敷地内に導入する補助対象設備で発電する電力量の３０パーセントを自家消費し、かつ自家消費も含めて５０パーセント以上を福井県内で消費すること。 ⑥太陽光パネル又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値が１００ｋW以上であること（ソーラーカーポートは除く） ⑦国又は地方自治体等から他の補助金を受けていないこと ⑧法定耐用年数満了まで継続的に使用すること ⑨市税に滞納がないこと ⑩暴力団又は暴力団員等と関わりがないこと ⑪入れ替えの場合は、既存の設備よりも温室効果ガスの削減効果が高効率であること ⑫市が補助金の交付決定を行った日以降に工事等の契約を行うこと ⑬補助事業完了年度の翌年度から５年間、利用実績報告書を提出すること ⑭その他、国交付要綱、国実施要領、市補助金要綱に定める事項を遵守すること。

<table>
<tr><td>補助金額</td><td>【屋根置き等】
太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値
×５万円
ただし、１ｋＷあたりの補助対象経費が５万円未満の場合は、太陽光パネルの出力又はパワーコンディショナーの出力のいずれか低い値×１ｋＷあたりの額
【ソーラーカーポート】
補助対象経費の１／３

※１，０００円未満の端数は切り捨て
（上限：屋根置き等６，５００万円　ソーラーカーポート４，０００万円）

※隣接自治体に所在を有し、敷地が坂井市にまたがっており坂井市側の土地に設備を設置する場合の補助金額算出方法について
【例①坂井市と福井市の市境の屋根に太陽光発電設備を設置】
設備全体の出力を坂井市区域内の設置面積で按分し、本補助金の対象となる出力を算出

坂井市区域の設置面積　÷　設備全体の設置面積　＝　Ａ
Ａ　×　設備全体の出力（ｋＷ）　＝　Ｂ
Ｂ　×　５万円　＝　補助金額

【例②坂井市と福井市の市境の駐車場にソーラーカーポートを設置】
設備全体の補助対象経費を坂井市区域内の設置面積で按分し、本補助金の対象経費を算出

①坂井市区域の設置面積　÷　カーポート全体の設置面積　＝　Ｃ
②Ｃ　×　設備全体の補助対象経費　＝　Ｄ
③Ｄ　×１／３　＝　補助金額</td></tr>
<tr><td colspan="2">交付申請
<table><tr><td>申請期間</td><td>事業実施年度の５月１日～１０月３１日まで</td></tr><tr><td>添付資料</td><td>①補助金交付申請書（様式第１号）
②事業計画書（様式第２－２号）
③事業工程表（様式第３号）</td></tr></table></td></tr>
</table>

		④補助対象経費算定根拠（様式第４号） ⑤補助要件チェックシート（様式第５－２号） ⑥着工前の現況写真 ⑦補助対象設備を設置する建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真 ⑧補助対象設備を設置する建物の全部事項証明書又は固定資産台帳記載事項証明書 ⑨補助対象設備を設置する建物が新築の場合、建築確認済証又は契約書の写し ⑩補助対象設備を野立てする場合、土地の全部事項証明書 ⑪補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類（カタログ等） ⑫補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し ⑬補助対象者及び需要家の納税証明書（市税に滞納がないことが確認できる書類） ⑭補助対象者及び需要家の登記事項証明書 ⑮設備導入前の年間商用電力使用量が確認できる資料 ⑯太陽光発電設備の年間発電想定量及び事業所の年間自家消費想定量の明細が確認できる書類 ⑰補助対象経費の発電量の３０パーセント以上を自家消費し、かつ自家消費を含めて５０パーセント以上福井県内の需要家が消費することが確認できる書類 ⑱ＰＰＡ事業のスキームが分かるチラシ、契約書（案）、計算書等（補助金額がサービス料から差し引かれることがわかるもの） ⑲補助対象設備を法定耐用年数期間満了まで継続して使用するために必要な措置等を証明できる書類 ⑳その他市長が必要と認める書類
実績報告		
	提出期限	次のいずれか早い日まで ①補助事業が完了した日から起算して３０日以内 ②補助金の交付決定日の属する年度の１月３１日 ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、交付決定日の属する年度の２月２８日まで延長することができる。
	添付資料	①実績報告書（様式第１４号） ②事業実績書（様式第１５－２号） ③補助対象経費実績根拠（様式第１６号） ④補助対象設備を設置した建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真（完了図書） ⑤単線結線図、システム系統図等の補助対象設備が需要先に電気的に接続さ

<table>
<tr><td></td><td></td><td>れることを示す図面（完了図書）
⑥補助対象設備設置完了後の写真（全景と型番がわかる写真）
⑦設置した補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類（申請時と同様の設備であれば省略可）
⑧料金から補助金額相当の額が控除されていることが確認できる書類
⑨補助金交付決定通知書の写し
⑩補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し
⑪契約書の写し
⑫検査調書の写し
⑬保証書、納品書、出荷証明書等で新品の設備を導入したことが確認できる書類の写し
⑭補助対象設備の設置に係る領収書及び領収内訳書の写し
⑮新築建物に補助対象設備を設置する場合、建物の全部事項証明書
⑯その他市長が必要と認める書類</td></tr>
<tr><td colspan="3">利用実績報告</td></tr>
<tr><td></td><td>提出期限</td><td>補助事業が完了した年度の翌年度から５年間　毎年４月３０日まで

例：令和８年度補助申請の場合、令和９年４月～令和１０年３月までの実績を令和１０年４月３０日までに提出</td></tr>
<tr><td></td><td>添付資料</td><td>①利用実績報告書（様式第２５－２号）
②商用電力消費量・太陽光発電電力量・自家消費電力量が確認できる書類</td></tr>
</table>

（4）木質バイオマスボイラー

<table>
<tr><td>事業年度</td><td>令和９年度～１１年度</td></tr>
<tr><td>募集件数</td><td>２件
<table>
<tr><td></td><td>設計（１年目）</td><td>施工（２年目）</td></tr>
<tr><td>募集１</td><td>令和９年度実施</td><td>令和１０年度実施</td></tr>
<tr><td>募集２</td><td>令和１０年度実施</td><td>令和１１年度実施</td></tr>
</table>
※予算の範囲内。申請前に必ず坂井市環境推進課にご相談ください</td></tr>
<tr><td>補助対象者</td><td>市内に有する事業所の敷地内に補助対象設備を設置する事業者又は市内に有する事業所の敷地内に補助対象設備を設置するＨＰＡ事業者

※以下の場合も対象となります。
①坂井市内に所在を有し、敷地が隣接自治体にまたがっており隣接自治体側</td></tr>
</table>

	の土地に設備を設置する場合 ②隣接自治体に所在を有し、敷地が坂井市にまたがっており坂井市側の土地に設備を設置する場合
補助要件	①国実施要領別紙２のイ（ケ）に定める交付要件を満たすこと。 ②Ｊ-クレジット制度への登録を行わないこと。 ③商用化され、導入実績がある設備であり、中古設備でないこと。 ④市内で生産された木材を使用する設備であること。 ⑤国又は地方自治体等から他の補助金等を受けていないこと ⑥バイオマス依存率（バイオマス発熱量÷（バイオマスと非バイオマスの発熱量）×１００）が６０パーセント以上であること ⑦法定耐用年数満了まで継続的に使用すること ⑧市税に滞納がないこと ⑨暴力団又は暴力団員等と関わりがないこと ⑩入れ替えの場合は、既存の設備よりも温室効果ガスの削減効果が高効率であること ⑪市が補助金の交付決定を行った日以降に工事等の契約を行うこと ⑫補助事業完了年度の翌年度から５年間、利用実績報告書を提出すること ⑬その他、国交付要綱、国実施要領、市補助金要綱に定める事項を遵守すること。 ※設計のみを実施し、補助対象設備を導入しなかった場合は、設計にかかる費用について交付を受けた補助金が全額返還となりますのでご注意ください
補助金額	補助対象経費の２／３ （上限：設計１，３９９万９，０００円　施工１億１，１９９万９，０００円） ※隣接自治体に所在を有し、敷地が坂井市にまたがっており坂井市側の土地に設備を設置する場合の補助金額算出方法について **【例　坂井市と福井市の市境に木質バイオマスボイラー設備を設置】** 設備全体の補助対象経費を坂井市区域内の設置面積で按分し、本補助金の対象経費を算出 ①坂井市区域の設置面積　÷　ボイラー設備全体の設置面積　＝　Ｅ ②Ｅ　×　設備全体の補助対象経費　＝　Ｆ ③Ｆ　×２／３　＝　補助金額

<table>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">交付申請
（１年目・２年目それぞれ提出。ただし、２年目の添付資料は、１年目と変更がなければ省略可）</td></tr>
<tr><td>申請期間</td><td>事業実施年度の５月１日～１０月３１日まで（予定）</td></tr>
<tr><td>添付資料</td><td>①補助金交付申請書（様式第１号）
②事業計画書（様式第２－１号）
③事業工程表（様式第３号）
④補助対象経費算定根拠（様式第４号）
⑤補助要件チェックシート（様式第５－１号）
⑥着工前の現況写真
⑦補助対象設備を設置する建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真
⑧補助対象設備を設置する土地・建物の全部事項証明書又は固定資産台帳記載事項証明書
⑨補助対象設備を設置する建物が新築の場合、建築確認済証又は住宅の契約書の写し
⑩設備導入前の発熱量が確認できる書類
⑪木質バイオマス発熱量の考え方がわかる書類
⑫補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類（カタログ等）
⑬補助対象経費に係る見積書及び見積内訳書の写し
⑭補助対象者及び需要家の納税証明書（市税に滞納がないことが確認できる書類）
⑮補助対象者及び需要家の登記事項証明書
⑯バイオマス依存率の想定量が確認できる書類
⑰ＨＰＡの場合はＨＰＡ事業のスキームが分かるチラシ、契約書（案）、計算書等（補助金額がサービス料から差し引かれることがわかるもの）
⑱ＨＰＡの場合は補助対象設備を法定耐用年数期間満了まで継続して使用するために必要な措置等を証明できる書類
⑲その他市長が必要と認める書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">実績報告（１年目：設計）</td></tr>
<tr><td>提出期限</td><td>次のいずれか早い日まで
①補助事業が完了した日から起算して３０日以内
②補助金の交付決定日の属する年度の１月３１日
ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、交付決定日の属する年度の２月２８日まで延長することができる。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>添付資料</td><td>①実績報告書（様式第１４号）
②事業実績書（様式第１５－１号）
③補助対象経費実績根拠（様式第１６号）
④補助対象設備の設計に係る領収書及び領収内訳書の写し
⑤ＨＰＡの場合は料金から補助金額相当の額が控除されていることが確認できる書類
⑥契約書の写し
⑦設計図の写し
⑧検査調書の写し
⑨補助対象設備を設置する建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真（申請時と変更なければ省略可）
⑩設置する補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類（申請時と同様の設備であれば省略可）
⑪補助金交付決定通知書の写し
⑫新築建物に補助対象設備を設置する場合、建物の全部事項証明書
⑬その他市長が必要と認める書類</td></tr>
<tr><td colspan="3">実績報告（２年目：施工）</td></tr>
<tr><td></td><td>提出期限</td><td>次のいずれか早い日まで
①補助事業が完了した日から起算して３０日以内
②補助金の交付決定日の属する年度の１月３１日
ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるものについては、交付決定日の属する年度の２月２８日までに提出するものとする。</td></tr>
<tr><td></td><td>添付資料</td><td>①実績報告書（様式第１４号）
②事業実績書（様式第１５－１号）
③補助対象経費実績根拠（様式第１６号）
④補助対象設備の施工に係る領収書の写し
⑤ＨＰＡの場合は料金から補助金額相当の額が控除されていることが確認できる書類
⑥契約書の写し
⑦検査調書の写し
⑧保証書、納品書、出荷証明書等で新品の設備を導入したことが確認できる書類の写し
⑨補助対象設備を設置した建物及び機器の配置図、レイアウト図又は写真（完了図書）
⑩補助対象設備設置完了後の写真（全景と型番がわかる写真）
⑪設置した補助対象設備の仕様及び諸元が分かる書類（申請時と同様の設備であれば省略可）</td></tr>
</table>

		⑫補助金交付決定通知書の写し ⑬新築建物に補助対象設備を設置する場合、建物の全部事項証明書 ⑭その他市長が必要と認める書類
利用実績報告		
	提出期限	補助事業が完了した年度の翌年度から５年間　毎年４月３０日まで 例：令和９年度補助申請の場合、令和１０年４月～令和１１年３月までの実績を令和１１年４月３０日までに提出
	添付資料	①利用実績報告書（様式第２５－１号） ②坂井市の域内で生産された木材を使用したことがわかる書類（坂井森林組合で木材を購入したことがわかる領収書。自己所有の山等、自ら薪や原木を調達した場合の位置図及び薪生産（薪割り）の写真など） ③発熱量、木質バイオマス発熱量、非バイオマス発熱量が確認できる書類

４　補助対象経費（国実施要領別表第１）

区分	費目	細分	内容
工事費	本事業費 （直接工事費）	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の２省が協議して決定した「公共施設設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）

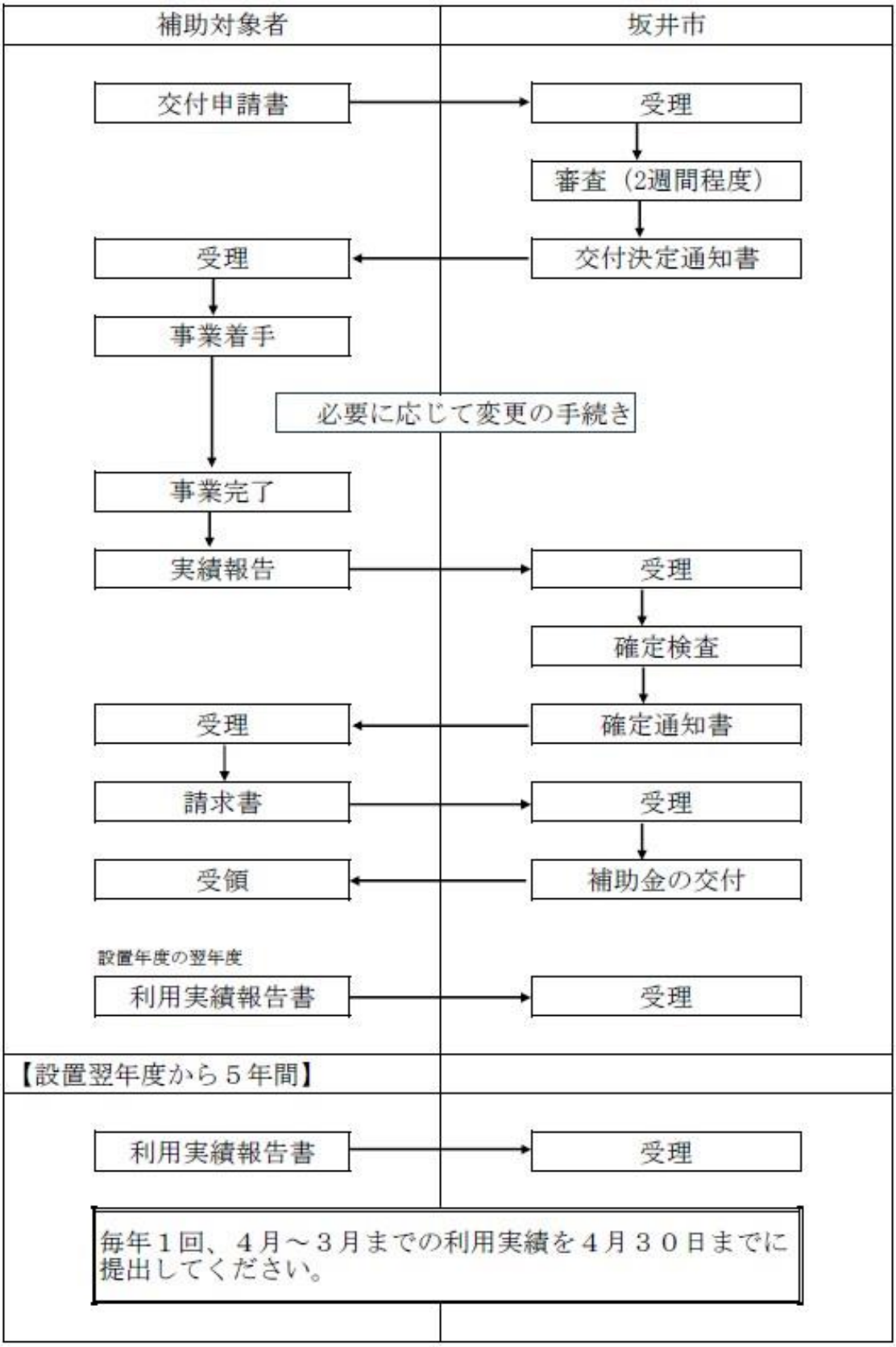
			③機械経費（事業を行うために必要な機会の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金（1.35 万円/kW を上限とする。））
	本工事費 （間接工事費）	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵塀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本事業費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事管理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器

			の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。 ＰＰＡ契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

注）補助対象外経費の例

・補助金の交付決定が行われる前に発生した経費
・補助金の申請艇続きに係る費用（申請手続きの委託費や手数料）
・設備を設置するために行う土地の造成費や建物の建築、基礎工事
・設備設置等にあたり必要な建造物の躯体に関する工事費
・産業廃棄物及び廃材の処分費
・養生清掃費
・販売事業者や工事会社などへの振込手数料
・導入した設備の保守管理や維持管理に係る費用
・設備を導入しない、調査・設計のみの費用
・企画設計（設備の設置可否を判断する調査（ＦＳ調査やポテンシャル調査等））
・一般送配電事業者への接続検討申込みに係る費用
・商品化されていない設備や中古設備の導入に係る費用
・ペロブスカイト型太陽光発電設備のように、現時点で実証段階の技術・設備

５　申請の流れ



注）個人向けの薪・ペレットストーブは、事業が完了した年度の翌年度のみ

６　その他

（１）事業の事前着手

やむを得ない理由により交付決定日前に補助事業を実施しようとする場合は、着手前に事前着手申請書（様式第１－１号）を提出してください。

（２）事業の変更・中止

申請した内容に変更・中止しようとするときは、速やかに環境推進課にご相談のうえ、事業計画変更承認申請書や事業廃止（中止）届書などの必要書類を提出してください。

（３）事業の繰越

やむを得ない理由により翌年度への繰越を必要とする場合は、速やかに環境推進課にご相談のうえ、繰越申請書を当該交付決定の通知を受けた日の属する年度の１１月３０日までに提出してください。

（４）取得財産の管理義務・処分等の制限

次の一覧表に掲げる法定耐用年数を経過するまで、適切に管理してください。また、市の承認を受けることなく、補助金の交付目的以外に使用・売却・譲渡・交換・貸付・担保に供することはできません。

法定耐用年数一覧表

設備種別	耐用年数
薪・ペレットストーブ	６年
太陽光発電設備	１７年
木質バイオマスボイラー	１５年

７　提出方法・提出先

必要書類を各提出期限までに下記の提出先まで持参又は郵送（書留等配達記録が確認できるもの）で提出してください。

【提出先】

〒９１９－０５９２　坂井市坂井町下新庄１－１

坂井市役所　生活環境部　環境推進課

☎：０７７６－５０－３０３２

✉：ｋａｎｋｙｏｕ@ｃｉｔｙ．ｆｕｋｕｉ－ｓａｋａｉ．ｌｇ．ｊｐ